

議案第四十八号

港区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年九月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

第一条 港区立子ども家庭支援センター条例（平成十七年港区条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「東京都港区浜松町二丁目三番二十号」を「東京都港区高輪三丁目十九番十号」に改める。

第五条第一号中「及び土曜日」を削る。

第六条ただし書を次のように改める。

ただし、火曜日及び木曜日にあつては、午前九時から午後七時までとする。

第六条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができ

る。

第二条 港区立子ども家庭支援センター条例の一部を次のように改正する。

第三条の表中「東京都港区高輪三丁目十九番十一号」を「東京都港区三田一丁目四番十号」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は平成二十三年十月十七日から、第二条の規定は同日後において区規則で定める日から施行する。

(説明)

子ども家庭支援センターの位置を変更するとともに、施設の開館日の拡大及び開館時間の延長について規定を整備するため、本案を提出いたします。